

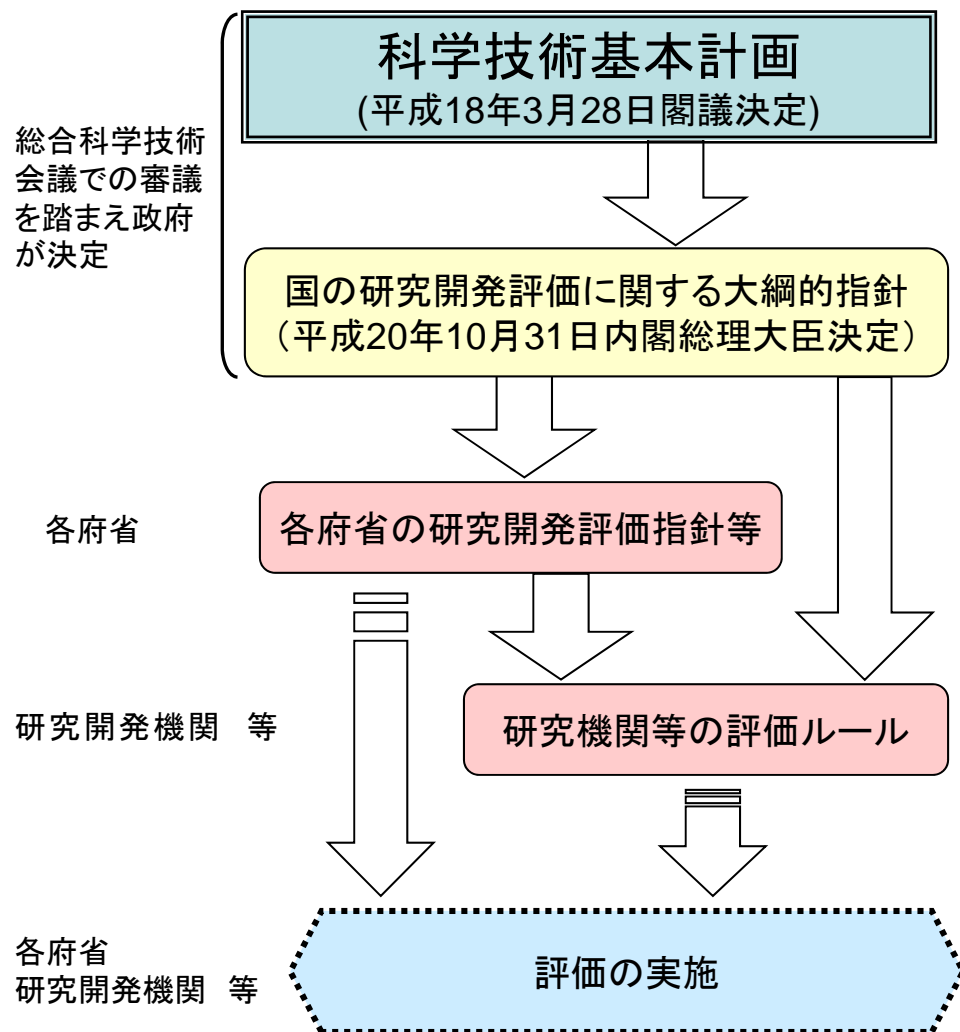
「国の研究開発評価に関する 大綱的指針」の概要

平成23年6月27日

第86回 総合科学技術会議 評価専門調査会

国の研究開発評価に関する大綱的指針に則った評価の仕組み

評価の仕組み



[参考]

国の研究開発の大綱的指針の改定の経緯

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針(H9.8)

〔研究開発機関及び研究開発課題に関する評価の本格的な導入、定着化を促進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H13.11)

〔研究開発施策及び研究者等の業績に関する評価も含め、厳正な評価の実施を推進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H17.3)

〔創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価等を推進。〕

国の研究開発評価に関する大綱的指針(H20.10)

〔評価の継続性の確保、評価における過重な負担の回避、世界的水準による評価の実施等を推進。〕

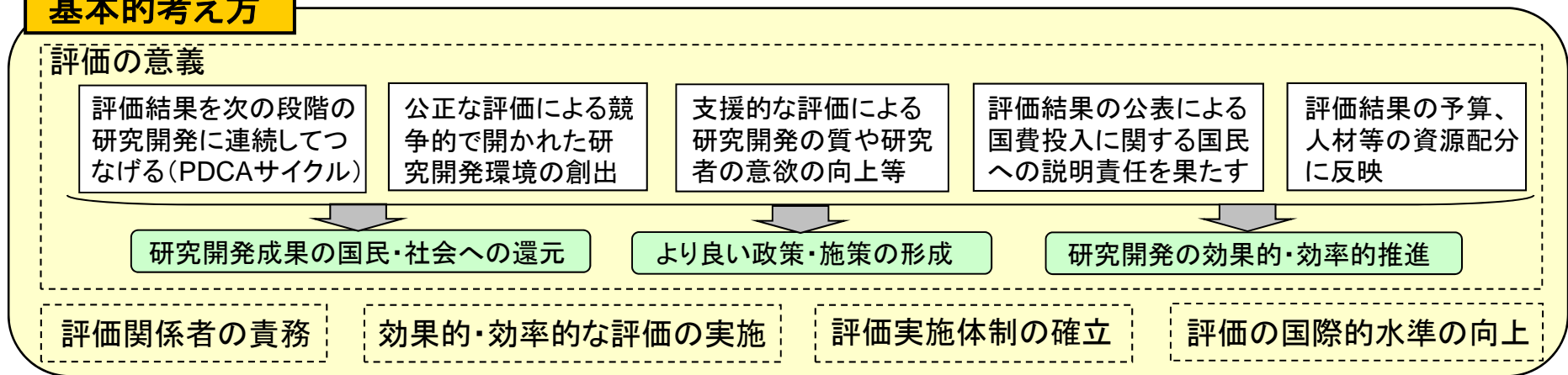
国の研究開発評価に関する大綱的指針の概要

○大綱的指針の目的

各府省等が行う研究開発の評価について、行政各部の施策の統一を図る観点から、基本的な方針を定める（各府省はそれに沿って、評価方法等を定めた具体的な評価指針を策定する）

○大綱的指針の概要

基本的考え方



対象別評価の実施

	研究開発課題	研究開発施策	研究開発機関等	研究者等の業績
評価の実施主体	課題、制度、施策を実施する府省又は研究開発法人等		研究開発機関の長	
評価者の選任	外部評価を原則、十分な評価能力を有する専門家等を選任、利害関係者を含めず			機関の長がルールを整備
評価の実施時期	開始前の評価、終了時の評価、中間評価、追跡評価		一定期間ごとに評価	
評価方法	評価手法、評価項目・基準等を明確に設定、自己点検結果を評価に活用		研究開発の実施・推進と機関運営の両面からの評価	研究実績の他、企画・管理、標準化寄与等も評価
評価結果の取扱い	企画立案、機関運営、資源配分等を通じて次の段階につなげる、評価情報を国民へ積極的に発信する			処遇や研究費の配分等に反映(インセンティブ)

国の研究開発評価に関する大綱的指針改定(H20.10.31)のポイント

1. 改定の経緯

研究開発力強化法^(注)の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を見直し(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)。

(注) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)

2. 研究開発評価における主な問題点

- 評価結果が生かされず、次の研究開発につながらない
- 被評価者や評価者の評価作業での負担感が増大
- 評価の視点における国際性の欠如

3. 改定のポイント

(1) 評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民社会への還元を迅速化

- 評価結果を次の研究開発に切れ目なくつなげるために、事後の評価を終了前に実施。
- 評価結果の研究開発制度・機関間での相互活用等を推進。

(2) 被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化

- 評価は、外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施。
- 被評価者が事前に明確に立てた目標に対して達成度を自己点検し、評価者が確認。
- 副次的な効果を含めた成果を評価。

(3) 研究開発の国際水準の向上や国際競争力強化の視点からの評価を重視

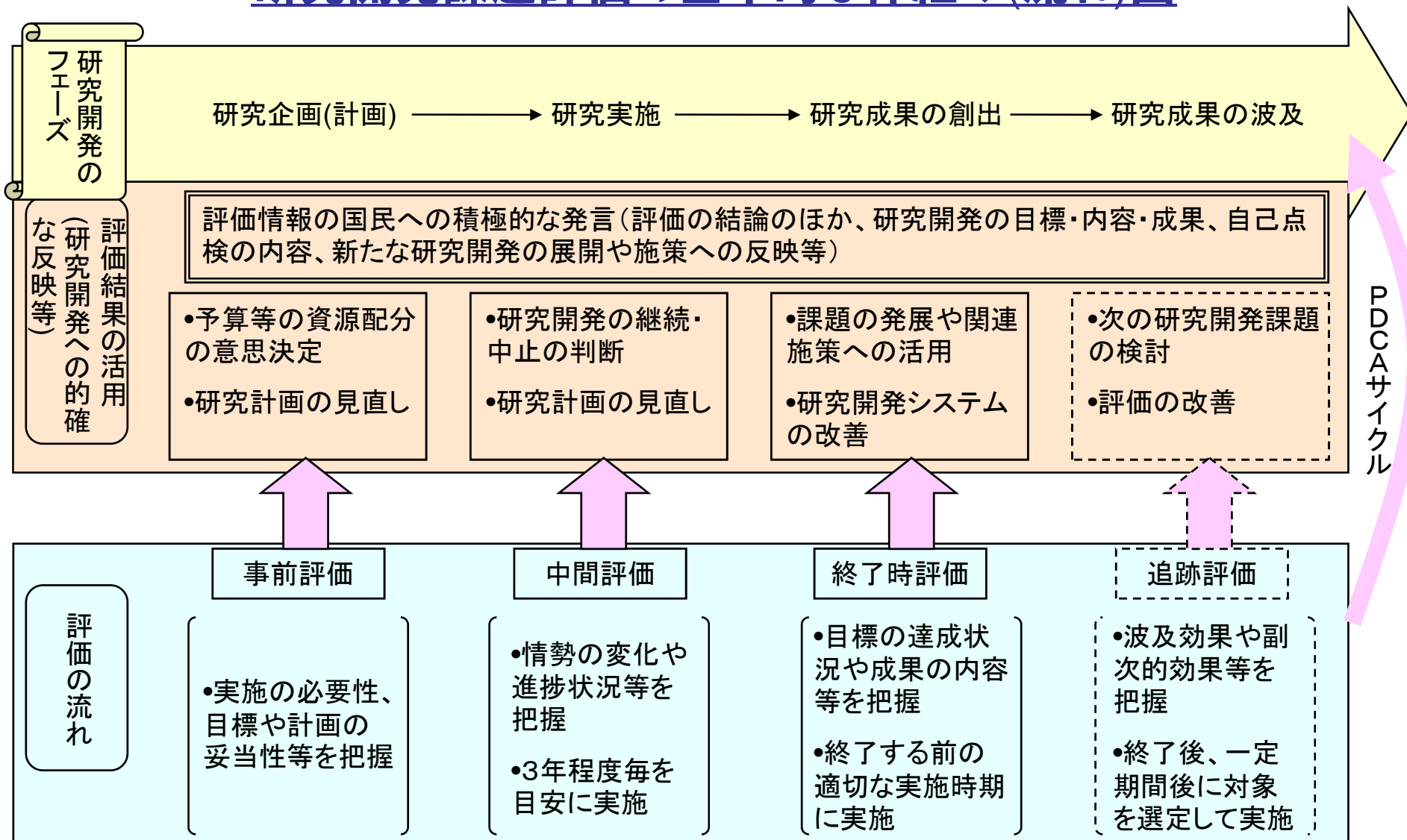
- 目標や成果を国際的な水準に照らして評価(評価項目に国際的ベンチマーク等を導入)。
- 海外の専門家を経験者として活用。

4. 改定後の対応

大綱的指針の改定を関係大臣に通知。

各府省は、大綱的指針に沿った評価指針等を策定し、評価を実施。

国の研究開発に関する大綱的指針に基づく 研究開発課題評価の基本的な枠組み(流れ)図



(注)研究開発施策(研究制度・プログラム等)の評価についても基本的には同様の枠組み(流れ)